

ID: 3032

担当部署: 経済部 産業振興課

<b>処分の概要</b>	説明書類の縦覧の開始の延期の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	中小企業等協同組合法施行規則 第169条第2項		
<b>法令番号</b>	平成20年府省庁令第1号		
<b>【基準】</b>	<p>省令第169条の規定による。</p> <p>第169条 共済事業を行う組合は、法第61条の2第1項又は第2項の規定により作成した書類(以下「説明書類」という。)の縦覧を、当該組合の事業年度経過後5月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>2 共済事業を行う組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。</p> <p>3 共済事業を行う組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第20による承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。</p> <p>4 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合が第1項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年7月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年6月21日